

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 6 月 20 日（火）第 423 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

○道路の供用の開始	告 示	(道路維持課取扱い)	1
○開発行為に関する工事の完了公告	公 告	(建築課取扱い)	1
○一般競争入札公告		(管財課取扱い)	2
選 挙 管 理 委 員 会 告 示			
○直接請求の連署に必要な有権者の数（※）		(選挙管理委員会取扱い)	5
公 安 委 員 会 規 則			
○鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※）		(警務課取扱い)	6
公 安 委 員 会 告 示			
○遊技機の型式の検定の告示		(生活安全企画課取扱い)	6

告 示

鹿児島県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和5年6月20日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月20日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	屋久島公園安房線	熊毛郡屋久島町安房太忠嶽国有林76林班る1小班地先内	令和5年6月20日

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

令和5年6月20日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

霧島市隼人町小田字倉掛514番3，514番4，514番5及び514番6，字中山田515番1，515番2，515番4及び524番1並びに字宮内原3156番，3157番，3158番，3159番，3160番，3161番，3162番，3163番，3271番，3273番，3303番及び3304番

- 2 公共施設の種類、位置及び区域
道路 霧島市隼人町小田字倉掛514番3の一部、514番4の一部、514番5の一部及び514番6の一部、字中山田515番1の一部、515番2の一部、515番4の一部及び524番1の一部並びに字宮内原3156番の一部、3157番の一部、3158番の一部、3159番の一部、3160番の一部、3161番の一部、3273番の一部、3303番の一部及び3304番の一部
公園 霧島市隼人町小田字中山田515番2の一部及び524番1の一部
水路 霧島市隼人町小田字宮内原3159番の一部及び3304番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市隼人町小田354番地2
株式会社リアルキュート
代表取締役 地藏原清子

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和5年6月20日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
空間放射線量測定装置 一式
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間

令和 5 年 6 月 20 日から同年 7 月 4 日までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること (郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)

(4) 入札書の提出期限

令和 5 年 8 月 3 日午前10時30分 (郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 8 月 3 日午前11時30分
イ 場所 鹿児島県庁 (行政庁舎 1 階) 管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国 (独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643

14 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

15 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Environmental Radiation Monitor:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:30 a.m. 3 August 2023

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3828

FAX 099-286-5643

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和5年4月11日鹿児島県選挙管理委員会告示第23号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和5年6月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26,478	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	265,488	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	149,468
	鹿屋市・垂水市区	31,179
	枕崎市区	5,591
	阿久根市・出水郡区	8,145
	出水市区	14,326
	指宿市区	10,881
	西之表市・熊毛郡区	10,992
	薩摩川内市区	25,514
	日置市区	13,027
	曾於市区	9,545
	霧島市・始良郡区	36,660
	いちき串木野市区	7,515
	南さつま市区	9,111
	志布志市・曾於郡区	11,584
	奄美市区	13,228
南九州市区	9,266	
伊佐市区	6,840	
始良市区	21,320	

	薩摩郡区	5,509
	肝属郡区	9,563
	大島郡区	15,908
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		265,488
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月20日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第16号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第2号中「又は要則第2条第1号に規定する警護対象者の身辺の警護の業務に従事した警察官」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 要則第2条第1号に規定する警護対象者の身辺の警護の業務に従事した警察官 1,150円

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の規則の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第54号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和5年6月20日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P シティーハンター 4 L 9 Y Z 3	株式会社アムテックス	310119
ぱちんこ遊技機	P ハイスクール・フリート 2 MH	株式会社メーシー	3P0424
ぱちんこ遊技機	P 百花繚乱 FM-J F	株式会社ディ・ライト	310172
回胴式遊技機	L パチスロキンニクマン 4 S L D C	セブンリーグ株式会社	3S0295